主 文本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の理由は、抗告人は昭和三四年八月三一日東京地方裁判所において外国為替及び外国貿易管理法違反等被告事件につき「被告人を懲役二年及び罰金百万円に処する。但し本裁判確定の日より三年間右懲役刑の執行を猶予する。右罰金を部分できないときは金二千円を一日に換算した期間被告人を労役場にの当時を受け、控訴期間の経過により右判決は確定したが、その後に東京地方検察官は同年十二月二日突如罰金不完納として抗告人に対して対場留置の裁判の執行をなし、抗告人は同日より府中刑務所に留置されるに至した後、罰金刑の執行についてはこれを納付するに必要な相当期間を定めて催告した後、罰金刑の執行をなすべきものであつて、かかる催告なしになされた検察に対したので本件抗告に及ぶ次第であるというにある。

よって按ずるに、抗告人に対する前記判決が上訴期間の経過により昭和三四年九月一五日確定し、これに対し抗告人が東京地方裁判所に申し立てた上訴権回復請求を棄却する決定があり、右決定も最高裁判所同年一二月二六日附特別抗告棄却の決定により確定したことは本件異議申立記録に徴し明らかである。従つて本件労役場留置を執行した当時においては右上訴権回復の請求の当否について終局的な決定はなされていなかつたとしても、前記判決は昭和三四〈要旨〉年九月一五日を以て確定し執行力を有るに至つたものである。そして刑法第一八条第五項乃至第七項の規定人要旨〉に徴すれば、刑法は罰金を言い渡した裁判が確定したときは、言渡を受けた者において速かにその罰金を納めることを期待しているが、ただ言渡を受けた者に対し罰金納入を準備する期間を与えるため、罰金の裁判確定後三〇日以内は本人の承諾がない限り労役場留置の執行をすることはできないとしたものと解すべきである。

抗告人は検察官が本件労役場留置の執行をするに当り罰金を納付するに必要な相当期間を定めて催告すべきであるのに抗告人に対し何等催告がなかつた旨主張が、仮りに催告をするとしてもそれはその結果検察官において本人が罰金を完納を告めてきるか否かを判断するための資料を得ることを目的とするに止まりによったとができるか否かを判断するための資料を得ることを目的とするに止まりによれば東京地方検察庁においては昭和三四年一二月一日本件の執行に先立ち東京入国管理事務所に照会し抗告人の所持金を調査したところ、その額僅少にして罰金をいても資力がない旨の回答があり、更にその翌二日同庁徴収課員が右管理事務所に照会し抗告人の所持金を認定ころ、その額僅少にして罰金を所であり、できないものとして罰金納付することができないものとは対したいるの時間であることができないものとして前記の大きによっても抗告人に罰金を納付し得る資力あるものとして前記のないことは検察官が抗告人は罰金を完納付し得る資力あるものとして前記とないのないには検察官が抗告人は罰金を完納付し得る資力を表したによいの表には対しても抗告人に対し対しても抗告人に対し対しても対しられているが、対しては対したの表には対したの表には対したの表には対したの表には対したの表には対しているが、対しているが、対しているの表に対しているに対しているに対しているの表に対しているの表に対しているの表に対しているの表に対しているの表に対しているの表に対しているの表に対しているの表に対しているの表に対しているの表に対します。

(裁判長判事 岩田誠 判事 渡辺辰吉 判事 司波実)